

設計等委託における最低制限価格制度の本格実施について

都においては、設計等委託における品質確保・向上や将来の担い手確保・育成に資することを目的に、令和3年10月から公営企業局が発注する案件を対象として最低制限価格制度を試行してきましたが、令和5年10月からは、すべての案件において、最低制限価格制度を導入することとなりましたので、お知らせします。

1 実施内容

業種を建築設計、土木設計、設備設計、測量及び地質調査とする委託（以下「設計等委託」という。）について、すべての競争入札案件※において最低制限価格制度を導入します。

※ WTO 案件、単価契約及び総合評価方式適用案件を除きます

なお、令和5年9月30日までに公告等を行うものについては、設計等委託の中から案件を選定し、試行します。

2 最低制限価格の設定方法

最低制限価格は、予定価格の算定に用いる積算基準に応じ、予定価格を構成する各費目を用いて、次の設定方法①～④により設定します（最低制限価格は税抜価格とします。）。

この際、設定額が下限値に満たない場合は下限値を、上限値を超える場合は上限値をそれぞれ最低制限価格として設定します。

なお、端数処理は、設定額については万円未満切捨て、下限値については万円未満切上げ、上限値については万円未満切捨てとしてそれぞれ処理するものとします。

設定方法①：建築設計系積算基準によるもの

$$\begin{aligned} \text{設定額} &= \text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 0.6 \\ &\quad \text{円未満切捨て} \\ &\quad + \text{諸経費} \times 0.6 \\ &\quad \text{円未満切捨て} \end{aligned}$$

$$\text{下限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.7$$

$$\text{上限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.8$$

設定方法②：土木設計系積算基準によるもの

$$\begin{aligned} \text{設定額} &= \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \frac{\text{その他原価} \times 0.9}{\text{円未満切捨て}} \\ &\quad + \frac{\text{一般管理費等} \times 0.48}{\text{円未満切捨て}} \end{aligned}$$

$$\text{下限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.7$$

$$\text{上限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.8$$

設定方法③：測量系積算基準によるもの

$$\text{設定額} = \text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \frac{\text{諸経費} \times 0.48}{\text{円未満切捨て}}$$

$$\text{下限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.7$$

$$\text{上限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.82$$

設定方法④：地質調査系積算基準によるもの

$$\begin{aligned} \text{設定額} &= \text{直接調査費} + \frac{\text{間接調査費} \times 0.9}{\text{円未満切捨て}} \\ &\quad + \frac{\text{解析等調査業務費} \times 0.8}{\text{円未満切捨て}} + \frac{\text{諸経費} \times 0.48}{\text{円未満切捨て}} \end{aligned}$$

$$\text{下限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.7$$

$$\text{上限値} = \text{予定価格（税抜）} \times 0.85$$

3 落札候補者の決定方法

予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とします。

4 本格実施の開始時期

令和5年10月1日以降に公告等を行う案件から本格実施します。

【問合せ先】

交通局資産運用部契約課契約調整担当	03-5320-6062（直通）
水道局経理部契約課契約調整担当	03-5320-6402（直通）
下水道局経理部契約課調整担当	03-5320-6561（直通）